

戸河内あすなろ園感染症対策委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、食中毒並びに感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を図る観点から、戸河内あすなろ園運営規程第44条第2項の規定により設置する感染症対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(責務)

第2条 委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第4条の規定により、利用者、職員、関係機関が感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないように努める。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 感染症対策に係る指針及び業務継続計画の作成又は修正
- (2) 感染症対策マニュアル等の作成及び職員への周知、関係機関への情報提供
- (3) 年2回以上の研修の実施
- (4) 年2回以上の訓練（シミュレーション）の実施
- (5) 法令及び制度の変更等があった場合における要綱等の見直し

(委員会の構成)

第4条 委員会の構成は以下のとおりとする。

- (1) 委員会は、施設長、次長、GL、看護師、栄養士及び生活支援員代表で構成する。
- (2) 委員には、必要に応じ前号以外の職員、法人役員又は第三者委員を加えることができる。

(感染症対策体制)

第5条 委員長は施設長とする。

- 2 感染症対策担当者は看護師とする。
- 3 委員長は、必要に応じ感染症対策担当者を補佐する職員を前条第1号の中から指名することができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は原則年3回以上開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて委員会を開催することができる。

(その他)

第7条 委員会を開催した際には、その内容について看護師又は生活支援員代表が記録し、職員に周知徹底するとともに事業所内に保存する。

附 則

この規程は、令和6年3月26日から施行する。